おしらせ

e「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画（素案）」に関する区民説明会（オンライン）

日9月7日㈬午後6時30分～8時30分
備手話通訳あり。
申9月1日までに、eオンライン手続き
問環境計画課
☎6432-7131 FAX6432-7981

「世田谷芸術百華」（広報支援）事業の募集

認証を受けた事業は、区のホームページに掲載し、広報支援を行います。
対10～3月に区内で開催する、音楽・美術・映画・伝統芸能・ダンスパフォーマンス等の多様な文化事業（オンライン配信を含む）
備詳しくは、募集チラシ（文化・国際課、出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページにあり）をご覧ください。
申開催日の前月5日（消印）までに、所定の申請書（募集チラシにあり）を郵送で文化・国際課（〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-3427 FAX6304-3710）へ

「住まいあんしん訪問サービス」ボランティア募集

内容／対象者宅を週1回平日に訪問し、見守り・声かけの実施（家事や介護等は行いません）
訪問先／お部屋探しサポートを利用して民間賃貸住宅に居住している次のいずれかに該当する方（介護保険の居宅サービス利用者を除く）①60歳以上の単身高齢者または高齢者のみの世帯②身体障害者世帯
備登録には研修会の受講が必須。詳しくは、お問い合わせください。
担当＝居住支援課
問NPO法人せたがや福祉サポートセンター
☎6413-1506 FAX6413-1556
※月～金曜午前10時～午後5時

世田谷みやげアンケートにご協力ください

世田谷にゆかりのあるお店自慢の逸品を募集し、指定している「世田谷みやげ」に関するアンケートを実施しています。ご回答いただいた方の中から抽選で20人に景品をプレゼントします。
回答期間／9月30日まで
●回答方法
①観光案内所で回答②メールで回答
問（公財）世田谷区産業振興公社
☎3411-6715 FAX3412-2340
回答方法について詳しくは、こちらから▶

休業します

●総合運動場温水プール
9月11日（終日）、23日（午前9時～午後1時まで）
大会開催のため
●玉川中学校温水プール
温水プール：8月22日～31日
ふれあいホール：9月11日～25日
改修工事のため

募　集

国民健康・栄養調査員（特別職非常勤職員）

対管理栄養士の資格を有する方
勤務日数／延べ10日間程度
日給／1万4469円（6時間）
任用期間／10月24日～11月中旬
募集期限／9月16日
備詳しくは、区のホームページをご覧ください。
問世田谷保健所健康推進課
☎5432-2440 FAX5432-3102

障害のある方

障害のある方への手当

1心身障害者福祉手当
対下表の障害程度に該当する方

障害程度	手当（月額）
・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1～3度 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当（障害手当）を受給中の方や20歳未満の方は1500円。
・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	7500円 ※児童育成手当（障害手当）を受給中の方は1500円。
難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当している方 ※心身障害者福祉手当の対象疾病は、区のホームページをご覧いただくか、障害施策推進課までお問い合わせください。	1万5000円 ※児童育成手当（障害手当）を受給中の方は受給できません。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当しており、かつ次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1～3級 ・愛の手帳1～4度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当（障害手当）を受給中の方は1500円。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止または廃止となります。
精神障害者保健福祉手帳1級	5000円 ※児童育成手当（障害手当）を受給中の方は受給できません。

※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。施設に入所中の方は受給（申請）ができません。本人（20歳未満の場合は保護者）の年間所得が基準額を超える方は当該年度の支給を停止します。

2特別障害者手当
対精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活に常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
手当／月額2万7300円 ※施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方は受給（申請）ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

3障害児福祉手当
対精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活に常時介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の方
手当／月額1万4850円 ※施設に入所中の方、障害を理由とする公的年金を受けている方は受給（申請）ができません。本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。

4重度心身障害者手当
対重度の障害があるため、日常生活に常時複雑な介護を必要とし、次のいずれかに該当する方①重度の知的障害で著しい精神症状がある②重度の知的障害と身体障害1・2級に相当する身体障害が重複している③四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な身体障害がある
手当／月額6万円 ※65歳以上の方の新規申請は原則としてできません。施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方、本人（20歳未満の場合は保護者）の所得が基準額を超える方は受給（申請）ができません。

共通事項
備対象について詳しくは、お問い合わせください。認定された場合、1 4は申請月分から、2 3は申請の翌月分から支給します。手続きについては、いずれも「障害者のしおり」（総合支所保健福祉課等で配布、区のホームページにもあり）をご覧ください。
※各手当受給中の方で、受給要件を満たさなくなった場合は必ず届け出てください。届出の遅れ等により誤って支払われた場合は、返還していただきます。
問障害施策推進課☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課（世田谷☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川☎3702-2092 FAX5707-2661、砧☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山☎3326-6115 FAX3326-6154）

知的障害者のための肥満改善講座～マシンを使って気持ちよく汗をかこう

対区内在住・在勤で愛の手帳をお持ちの18歳以上の方（初めての方優先）
日9月10・24日、10月8日いずれも土曜午前9時30分～11時（全3回）
場保健センター
費1回400円（指導料）
申8月30日までに、電話で保健センター（☎6265-7473 FAX6265-7429）へ　抽選12人

第42回歯と口の健康に関する図画・ポスター展優秀作品の展示

日8月18日㈭～31日㈬※土・日曜を除く　午前8時30分～午後5時（初日は正午から、最終日は正午まで）
場区役所第2庁舎1階ロビー▶

世田谷区歯科医師会 最優秀賞

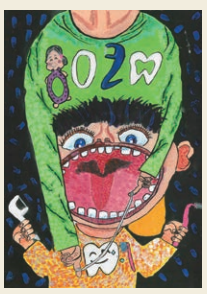

玉川歯科医師会 最優秀賞

問世田谷区歯科医師会 ☎5376-2111 FAX5376-3311、玉川歯科医師会 ☎3708-4618 FAX3708-4638、世田谷保健所健康推進課 ☎5432-2442 FAX5432-3102

子ども・若者

区制90周年 子どもの権利について考えるティーンエイジ会議

対小学4年生～18歳
日10月23日㈰午前11時～午後4時
場池之上青少年交流センター
備昼食付き。詳しくは、区のホームページをご覧ください。
担当＝子ども・若者支援課
申9月15日までに、電話またはファクシミリ（記入例参照）でせたがやコールへ ※区のホームページからも申込可。先着30人